

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 医療動画像対応アノテーション半自動作成ツールの新規開発
(リバースオークション対象案件)

(2) 業務完了期限 令和9年2月26日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム（見積@Deeを指し、以下「システム」という。）上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、以下のシステムにログインし、当該案件（上記1(1)の件名）を検索の上、当該案件情報からダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

本件本学担当：国立大学法人筑波大学病院総務部管理課運営管理係
(電話番号 029-853-3622)

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

(1) 提出方法

① 競争参加資格の確認のための書類及びその他提出書類

システム（<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>）上にて提出

② 履行できることを証明する書類

紙媒体にて上記2の本件本学担当に提出

(2) 提出期限 令和8年10月1日 12時00分

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

(1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者である

こと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の製造」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 請負に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。ただし、当該入札価格があらかじめ設定した最低基準額を下回る場合は、低入札価格調査を行い、その結果により交渉権者としがないことがある。

以上公告する。

令和8年9月17日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加に当たっては、システムの登録手続きが必要なため、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

P&D プロキュアメントサービス株式会社：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

※システムの登録手続きは、必要な書類を P&D プロキュアメントサービス株式会社で受理後、数日を要するため注意すること。登録料は無料。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。さらに、システム上において案件毎に競争参加の意思表示をする必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回入力する（1 回目は、「競争参加の意思表示及び必要書類を提出」し、2 回目は、「入札金額の入力」）必要がある。手順は、以下のとおりとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。本競争に参加を希望する者は、後記「7.」に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

③ その他提出書類

を、後記「7.」に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を示さなければならない。なお、本競争は技術審査を行うため、上記①及び③の書類をシステム上で提出することに加えて、

② 履行できることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合、競争に参加することができる。その際は、システム上にて「参加確定」を通知するので、競争参加を希望する者は、「参加確定」通知を受理した場合のみ、2 回目の「入札金額の入力」を行うことができる。

※注意事項

- ・システム上で、上記の書類を提出するためには、「参加申込」をチェックし、ファイルを添付の上、「申請」ボタンを押下して提出しなければならない。
- ・「参加確定」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には数日から 1 週間程度要する場合がある。

1.3.2 【2回目】

「入札金額の入力」は、1.3.1 の書類提出後、合格（「参加確定」通知を受理した者）した者のみを対象に、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・「入札金額の入力」は、「入札提出画面」の「入札総額」欄に金額を入力し、「入札内容確認」ボタンを押下し、「入札内容確認画面」で内容を確認した上で「OK」ボタンを押

下し、入札金額を確定すること。システム上にて入力確定された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の提出は、不要とする。

- ・「入札提出画面」の「入札総額」欄には、既に入札がある場合は「入札第1位」の金額が表示され、自社が第1位の入札者の場合は王冠が表示される。「入札第1位」の欄に、王冠が表示されていない場合は、自社が1位ではないので注意すること。

2. 入札開始日時：本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時：令和8年10月20日 12時00分（自動延長なし）

4. 落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

5. いったんシステム上で確定された入札金額は、取消しをすることができないが、入札締切日時前であれば何度でも安価な金額に更新することができる。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加者の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

① 競争参加資格の確認のための書類…システム上にて提出

- ・令和8年度の資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表

② 履行できることを証明する書類…紙媒体にて提出

- ・技術審査申請書（様式1）…………… 1部
- ・技術仕様書…………… 3部
- ・工程表…………… 3部
- ・同種業務の実績表（仕様書6.6.2を証明する書類）…………… 3部
- ・品質マネジメントシステム ISO9001を取得していることを証明する書類…………… 3部
- ・プライバシーマーク（Pマーク）（JIS Q 15001）を取得していることを証明する書類…………… 3部
- ・再委託承諾申請書（様式2）…………… 1部

※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>（注）

③その他提出書類…システム上にて提出

- ・ 参考見積書
- ・ 定価（価格）証明書

※注意事項

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和8年10月1日 12時00分

■提出場所

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課運営管理係
電話番号：029-853-3622

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・ 製造請負契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

様式1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

印

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

- 1 入札の件名
医療動画像対応アノテーション半自動作成ツールの新規開発

- 2 添付書類
- ・技術仕様書..... 3部
 - ・工程表..... 3部
 - ・同種業務の実績表（仕様書6 6. 2を証明する書類）..... 3部
 - ・品質マネジメントシステム ISO9001を取得していることを証明する書類..... 3部
 - ・プライバシーマーク（Pマーク）（JIS Q 15001）を取得していることを証明する書類..... 3部
 - ・再委託承諾申請書（該当する場合）..... 1部

以上

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

様式2

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

印

「医療動画像対応アノテーション半自動作成ツールの新規開発」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承諾くださるようお願いいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。（※注）合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態が生じる場合があることから、不誠実な行為とみなし、同様に取引停止措置を講じることがあります。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社の提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕 様 書

1. 件 名 医療動画像対応アノテーション半自動作成ツールの新規開発
2. 業 務 内 容 別紙のとおり
3. 納 入 期 限 令和9年2月26日
4. 納 入 場 所 国立大学法人筑波大学医学系学系棟516室
5. 支 払 い 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. そ の 他
 - (1) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び製造請負契約基準によるものとする。
 - (2) その他詳細については、本学教職員と協議の上、実施するものとする。

別 紙

1. 目的

医療AIの開発においては、学習用および性能評価用として、多数の医療画像・医療動画像に対する高品質なアノテーションデータを作成する必要がある。特に、病変領域をピクセル単位で指定するセグメンテーションデータの作成には、医学的知識を有する医師や専門家による確認・判断が不可欠であり、対象データ数の増加に伴って多大な時間と人的負担を要する。一方で、AIの性能や信頼性は、教師データおよび評価データの質に大きく影響されるため、単に大量のアノテーションデータを作成するだけでなく、医学的に妥当で、一貫性のある高品質なデータを確保することが重要である。このため、アノテーション作業の効率化と品質確保を両立する仕組みが求められている。

本システムでは、これらの課題を解決すべく、アノテーション作業を高度に支援・自動化し、医師の負担を最小限に抑えつつデータセットの作成を加速させることを目的とする。本開発では、多様な医療動画像への汎用的な適用を視野に入れつつ、初期の対象として膀胱悪性病変解析AIに向けたセグメンテーション学習データの高効率・高品質な量産を実現する。さらに、将来的には他の臓器や疾患のデータセット作成にも柔軟に対応可能な拡張性を備えた設計とする。

2. システム概要及び運用環境

2.1. 運用環境

動画データおよび生成データはローカルPCで処理することを想定する。厳密なPHI漏洩防止までは要求しないが、医療情報や個人情報の保護に配慮したデータ管理を要件とする。

2.2. 入力データ

各種内視鏡検査動画（消化器、泌尿器、耳鼻科等）、超音波（エコー）動画像、手術・処置動画（ファイル形式：MP4, AVI, MOV 等）を入力対象とする。

2.3. アノテーション対象

関心領域・病変部（腫瘍部・異形粘膜・特定組織・処置具等）のピクセル単位マスク（Binary / Multi-class Segmentation Mask）を対象とする。

3. 機能要件

3.1. 動画管理機能【REQ-F-001】

- ① 医療動画像（初期対象として膀胱内視鏡動画等を想定）を取り込み、フレーム分解およびメタデータを保持すること。

3.2. キーフレーム自動抽出機能【REQ-F-002】

- ① 鮮明度・視認性（フォーカスや明度など）および特徴離隔度（距離など）から最適候補を自動選定し提示すること。
- ② ラプシアン分散等の画像解析により、スコープ移動時のブレ・ピンボケフレームを排除し、輪郭が明瞭な高精細フレームを選別できる機能を有すること。
- ③ ハレーション（反射光）や血硝・浮遊物・スコープ壁面近接等による視野崩れを自動判定して除外できる機能を有すること。
- ④ 時間軸で連続する隣接フレームの重複提示を防止し、空間的・時間的に一定以上離れた多様な構図のフレームを厳選すること。

3.3. 初期入力機能【REQ-F-003】

- ① 初期入力機能については、「手動塗りつぶしモード」「Box（矩形ドラッグ）モード」「CAD自動候補 & Point Promptモード」の3つのモードを持つことができる構成とすること。
- ② 手動塗りつぶしモード：高速ブラシツールや自由形状ペンにより、教師の意図を確実に反映した手動マスク作成ができるモード。本開発での実装を必須とする。
- ③ Box（矩形ドラッグ）モード：マウスで病変全体を大まかに枠囲みし、領域境界を半自動で抽出できるモード。本開発では、技術検証を行い実現可能性の評価をすること。
- ④ CAD自動候補 & Point Promptモード：事前CAD検出のワンクリック採用、または病変中心1打点指定による自動マスク抽出ができるモード。本開発では、技術検証を行い実現可能性の評価をすること。

3.4. 自動追跡機能【REQ-F-004】

- ① SAM3、MedSAM-2等のオブジェクト追跡エンジンを用い、時間前方向および時間後方向へマスクの伝播を行うこと。エンジン群の事前検証を行い、有効なモデルをツールに組み込むこと。
- ② 別途本学から提供するUSM(Unsupervised Segmentation Model)を用い、特徴量のクラスタリング結果を疑似教師としたアノテーション候補の自動生成すること。本開発では、技術検証を行い実現可能性

の評価をすること。

3.5. データ削減・重複間引き機能【REQ-F-005】

- ① Mask IoU、SSIM、深層特徴量（CNN/ViT）距離、病変画素数・面積変化率等の評価候補から最適ロジックを検証選定し、変化のない冗長フレームを排除すること。

3.6. 承認効率化機能【REQ-F-006】

- ① 推論信頼度スコアに応じてアノテーション候補を分類できること（緑、黄、赤の3色に分類することを想定）。
- ② カットオフ閾値未満（例： <0.50 ）はアノテーション候補から自動除外するような選別対象を絞ることができる機能を有すること。

3.7. 設定管理機能【REQ-F-007】

- ① 前後伝播フレーム数、キーフレーム自動抽出数、信頼度カットオフ閾値を画面で任意設定可能とすること。
- ② 設定項目の詳細については本学担当者と調整の上、決定すること。

3.8. エクスポート機能【REQ-F-008】

- ① 汎用アノテーションマスク（PNG, NPY, TIFFなど）、医療標準フォーマット（DICOM-SEG, NifTIなど）、およびCOCO JSON、Pascal VOC XML等の形式で一括出力できること。

3.9. ユーザーインターフェース

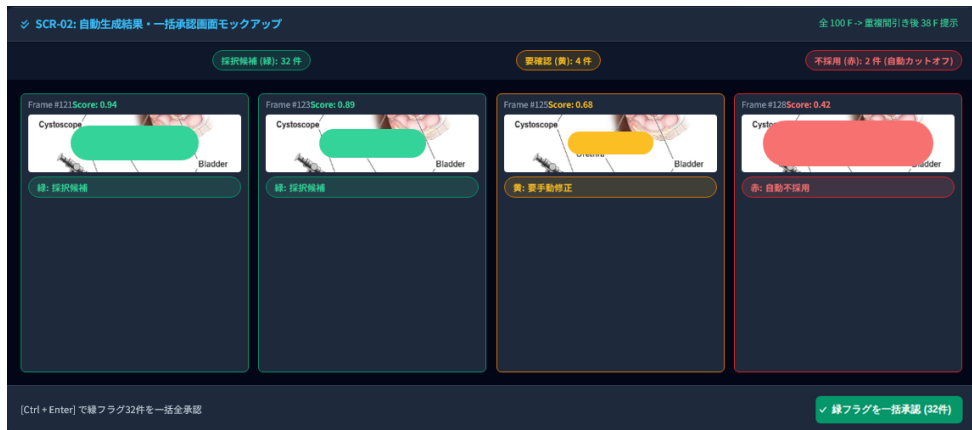
- ① 本システムを利用する医師の負担と拘束時間を極小化するため、直感的な操作が可能なUIを構築すること。受注者は発注者にUI候補案を提案し承認を得ること。
- ② ユーザーインターフェースの表示領域は、一般的なPCディスプレイの領域を最大限に活用できるように設計すること。
- ③ ユーザーインターフェースの裏側で動く高負荷なAIによる生成や計算待ちについては、可能な限り非同期化（バックグラウンド処理化）し、作業のブロッキングを防ぐこと。
- ④ 大量のデータ処理や重い計算処理などでユーザー側に待ちが発生する場合には、ユーザーにアプリケーションの状態を通知できるような仕組みに加え、不用意な入力を防ぐようにすること。
- ⑤ 具体的なUIは詳細設計フェーズで発注者と協議の上決定する。以下はUIの仕様例を示す。設計時の参考として要件に組み込むこと。
- ⑥ 【UI例1】初期入力・追跡制御パネル：
キーフレーム自動抽出一覧の表示、入力モード（手動ブラシ、Box等）の選択、伝播パラメータ（前後フレーム数等）の指定画面。



⑦

【UI例2】自動生成結果・一括承認画面：

自動生成された結果をリスト化し、緑フラグ（採択候補）を対象にショートカット（[Ctrl + Enter]等）でワンキー一括承認できるワークフロー画面。



⑧

【UI例3】個別精査・手動ブラシ塗りつぶし修正画面：

黄フラグ（要手動確認）等の対象に対し、精密修正ツール（消しゴム、半自動境界スナップ等）で修正を行うワークスペース画面。



4. 非機能要件

4.1. 処理性能

- ① ローカルGPU環境において、100フレームの自動追跡および間引き判定処理を10秒以内に完了すること目標とする。
- ② 前項の目標が達成できない場合には、設計分析およびボトルネック解析を実施し、発注者に報告すること。

4.2. 操作性

- ① 承認・不採用・次フレーム移動・手動修正確定操作が、容易な操作で実施できること。マウス、キーボードの持ち替えの発生を抑え、キーボードショートカット等による連続で完了するようにデザインすること。

4.3. 信頼性・自動復元機能

- ① アノテーション作業中の状態をツール内でリアルタイムに記録し、アプリの予期せぬ異常終了時にも次回起動時に即座に復元できること。

4.4. セキュリティ・医療情報保護

- ① ツールが扱うデータには患者個人情報などの機微な情報が含まれる可能性があるため、漏洩防止の対策を実施すること。

5. 動作テスト要件

開発完了後、動作確認を実施し、動作試験書を作成すること。実施する環境は、ローカルPCとする。

6. その他の要件

6.1. プログラム作成の条件など

- ① 本システムは、GPUを搭載した汎用的なPC上で動作すること。
- ② 本システムは、Windows、Linux、Mac OS 上で動作することが望ましい。最低限、Windows 上で動作すること。
- ③ 本システムの開発言語は発注時には指定しない。受注者が適切と思われるものを提案し、発注者の承認を得ること。
- ④ オープンソースソフトウェア(OSS)を利用する場合は、その時点における最新版を利用すること。また、ライセンスにコピーレフト条項を含む場合や、GPL 互換ライセンスを有する OSS を利用する場合

合は発注者と相談すること。

- ⑤ 受注者は納品時にシステム設計の概要説明、プログラムコードの設置手順等、技術指導を行うこと。

6.2. プログラム作成者の能力など

- ① 機械学習モデルを組み込んだGUIを持つアプリケーションの開発実績を有すること。
- ② 巨大サイズ画像や大規模データ処理に関するシステム開発実績を有すること。
- ③ 医療データに関するシステム開発実績を有すること。
- ④ 受注者は、①～③に関連するシステム開発業務について、直近5年間以上にわたり継続した開発実績を有すること。

6.3. 各種認証・資格の取得

- ① 品質マネジメントシステム ISO9001を取得していること。
- ② プライバシーマーク（P マーク）（JIS Q 15001）を取得していること。

7. 成果物・納品物

以下の納品物を、納入期限（令和9年02月26日）までに電子データにて納品すること。

- ① プログラム設計書
- ② プログラムソースコード一式
- ③ 取扱説明書
- ④ 動作試験書
- ⑤ 本システムの制作上加工したアイコン等のデザインデータ、ネイティブデータ(.psdや.aiなど)

8. 著作権

著作権は、発注者である本学に帰属する。但し、請負者所有のコンテンツ、固有の技術の権利は請負者に帰属する。

9. その他

- ① 本システムの構築に関して、本学が請負者に対して提供する一切のデータについて、請負者は機密を保持すること。

- ② 本システム構築に関して使用する素材について、著作権の処理が必要な場合は、請負者の責任において行うこと。
- ③ 請負者は、本業務において作成された成果物に関し、著作権人格権を発注者及び発注者の指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ④ 契約金額には、本業務の実施に必要な一切の経費を含むものとする。
- ⑤ 納品後1年以内に、仕様書に定めのある内容に関しての請負者責任による不具合が発見された場合は無償で修正対応すること。
- ⑥ この仕様書に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・請負者間において協議し定めるものとする。

以上

製造請負契約書(案)

製 造 品 名	医療動画像対応アノテーション半自動作成ツールの新規開発		
請負代金額	金		円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司（以下「甲」という。）と 請負者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間において上記の製造（以下「製造」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項により製造請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙の仕様書及び入札の際に算出した技術仕様書その他の書類に基づいて製造をするものとする。

第2条 製品は、国立大学法人筑波大学医学系学系棟516室において引渡しをするものとする。

第3条 着手時期は、契約締結日とする。

第4条 完成期限は、令和9年2月26日とする。

第5条 製造完成通知書は、国立大学法人筑波大学医学系学系棟516室に送付するものとする。

第6条 請負代金は、1回に支払うものとし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

第8条 甲は、引き渡された製品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、製品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意又は重大な過失により製造の請負が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び製造請負契約基準によるものとする。

第11条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第12条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙 【住所】
 【法人等名】
 【代表者等氏名】